

提出内容

受付番号 : 185001134000000029
提出日時 : 2020年12月21日20時(28分)

案件番号 : 185001134
文化審議会著作権分科会法制度小委員会「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する中間まとめ」に関する意見募集の実施について
案件名 :
所管省庁・部局名等 : 文化庁著作権課 [REDACTED]
意見・情報受付開始日 : 2020年12月4日16時
意見・情報受付締切日 : 2020年12月21日23時

郵便番号 :
住所 :
氏名 :
連絡先電話番号 :
連絡先メールアドレス : [REDACTED]

提出意見 :

(2) 第2章第1節 2(ア) 補償金の取扱いを含めた全体の方向性
送信先について、国内のみならず、海外での研究機関等に対象を拡大することを要望する。平成30年著作権法改正によって、国立国会図書館が、国内の図書館等に類する外国の施設で政令で定めるものに対して、絶版等により入手困難な資料を送信することができる旨が規定されたが、国や地域により対象図書館にアクセスできず、またロックダウン時のような図書館休館や物流の滞りなどには対応できていない。今回のアクセスの容易化により、海外においても受信することができれば、日本研究を行う海外在住の研究者にとって、情報入手のスピードを含め利便性の向上に繋がる。送信の形態が国内と同等でよいか等、制度の再検討が必要になるが、対象の拡大が学術研究に資するとともに日本の文化を世界に発信できる契機となるものと考えられる。

(2) 第2章第1節 2(イ) 「絶版等資料」について（中古本の市場との関係を含む）

対象資料について、入手困難資料でも非商業出版物（ネパー・イン・コマース、例えば年史等の記念出版物、無料配布小冊子、いわゆる灰色文献など）と商業出版物と分け、さらに商業出版物の中で入手困難資料を区別しての検討を要望する。

提出内容

(2) 第2章第1節 2(力) 大学図書館・公共図書館等の送信サービスの実施

(31条1項1号関係)

国立国会図書館が保有していない、大学図書館・公立図書館等が保有する入手困難資料への国民のアクセスについて、「(イ) 国会図書館に提供し」とあるが、国立国会図書館に相談しても要求される条件が過ぎて断念するケースが多いと聞いている。利用者の依頼から資料の送信について、制度はできたものの利用の不便さから実質利用ができないことにならぬよう、円滑に提供できる仕組みづくりを要望する。

(3) 第2章第2節 2(ア) 正規の電子出版等をはじめとする市場との関係（一部要件の取扱いを含む）

入手困難資料 ((2) 第2章第1節 2「絶版等資料」について（中古本の市場との関係を含む）) で記述した非商業出版物、商業出版物における入手困難資料、及び学術論文) の複製について、全部のプリントアウトを要望する。非商業出版物は権利者団体の管理対象にもなっていないことが多く、商業出版物における入手困難資料については全文複製・送信しても権利者への影響は軽微と考えられる。また、学術論文は広く引用されることが著作権者の利益となると考えられるので、同様に全文複製・送信が望まれる。本要望のうち学術論文以外は、権利者への影響はない又は軽微と考えられるので、補償金の対象としないことも併せて要望する。

(4) 第3章 まとめ（関連する諸課題の取扱いを含む）

公開型の専門図書館のうち、図書館運営事業の目的が非営利で公益性が認められるものについて、設置主体が営利・非営利にかかわらず著作権法施行令第1条の3第1項第6号指定の施設として認めるなどを要望する。

専門図書館の設置主体としては様々な組織が運営しているが、公開型で専門性を生かして公益性を有していても、設置主体が非営利の法人格を有する施設のみが著作権法施行令第1条の3第1項第6号に該当しているため、非該当の専門図書館は適用外となっている。専門図書館が保有している資料の特徴は、特定の分野に特化しているため一般に入手困難な資料が多いこと、また分野によっては明治期の資料等、著作権者が不明な場合や保護期間が断定できない孤児資料が多いことである。非該当の専門図書館は利用者の求めに応じて複製することができないだけでなく、資料保存のための複製もできないため、入手困難な資料が劣化しても著作権者の許諾が得られなければ複製することができない。

著作権法施行令第1条の3第1項第6号指定の施設としての認定に際しては、具体的な要件を整備し認定基準を明確にすることにより、認定を必要とする専門図書館においては条件整備に努めることができる。公益性が高い情報を提供する幅が広がることで、利用者の調査研究における利便性の向上が期待できる。

今回のワーキングチームでは、「図書館等」の範囲に関する検討はなされていないが、検討を継続することを併せて要望する。

以上

=====
提出団体：専門図書館協議会 著作権委員会